

## 事業概況

### 事業方針 経営方針

2025年度は、創立80周年を迎え、創立来の歴史を回顧し、あらためて地域への感謝と信条の実践に努めるため、次の方針で事業を推進しました。

- ①創立80周年を起点に長期的展望の下、経営体制を整備する

- ②分野を問わぬ業務改革を推進し、収益管理の実効性を高める
- ③経営理念の実践を重ねた経験知を、次世代の職員に伝承する

### 金融経済概況

2025年度の日本経済は、緩やかな回復基調が続く、日経平均株価も史上最高値を更新しました。また、賃上げと物価高が同時に進む中、デフレ脱却に向けた動きが見られ、日本銀行は安定的な物価目標の達成に向けた政策金利の段階的な引き上げを行いました。

一方ではアメリカ、イスラエルとイランとの軍事衝突に

よる地政学リスクの高まりにより不透明感が出ました。

当地域におきましては、観光客やビジネス客の需要は堅調に推移していますが、人口減少や廃業等による事業所の減少、また、あらゆる業種における人手不足の深刻化による機会損失、物価上昇による個人消費の停滞が経済に影響を与えました。

### 業績

#### 1. 預金積金

地域の過疎化の進行や「金利ある世界」への転換から昨年度に引き続き金利選好的な動きが見られたほか、地方公共団体の公共設備投資等による支出により、期末残高は460,915百万円、対前期比3,519百万円 0.7%の減少となりました。

預金者別では、個人は対前期比3,995百万円 1.1%、公金が対前期比2,061百万円 4.6%夫々減少しました。一方、一般法人は対前期比2,719百万円 3.6%増加しました。

#### 2. 貸出金

期末残高は79,589百万円、対前期比638百万円 0.7%の減少となりました。このうち、事業者向けは対前期比331百万円 0.7%の減少、地方公共団体向けは77百万円 0.7%の増加、個人向けは主営業地区における人口減少の影響等から384百万円 1.9%の減少となりました。

事業者向けのうち、運転資金は製造業・運輸業・建設業での減少が見られた一方、医療・福祉分野での増加が見られました。設備資金については、事務所、工場の新築に係る案件を中心に運輸業・宿泊業・福祉分野で増加が見られた一方、不動産業や建設業での減少もありました。

#### 3. 純資産の部

期末残高は5,042百万円で対前期比16,403百万円 76.4%減少しました。

純資産の部のうち、会員勘定は対前期比570百万円 1.0%増加しましたが、その他有価証券評価差額金が対前

期比16,974百万円と大幅に減少したためです。

剰余金処分後の内部留保額は利益準備金・特別積立金等を合わせて520億円を超えており自己資本も更に充実いたしました。なお自己資本比率についてはバーゼルⅢに基づく計算の結果、64.43%となりました。

#### 4. 損益

①経常収益：経常収益の多くを占める資金運用収益は、市場金利の上昇から利回りが上がり対前期比629百万円増加いたしました。

なお、本年度においては保有有価証券の売却をほぼ行っておらず、国債等債券売却益で15百万円の計上となっております。

その結果、経常収益は5,778百万円、対前期比328百万円 6.0%の増益となっております。

②経常費用：資金調達費用は、昨年度に引き続き日本銀行による短期政策金利の引上げから預金利回りが上昇し、対前期比569百万円増加しております。

経費については、金庫創立80周年にかかる各種イベント等の実施により対前期比39百万円ほど増加しております。

また、本年度においても、企業業績の改善等から貸倒引当金繰入額については生じておりません。

その結果、経常費用は4,954百万円、対前期比595百万円 13.6%の増加となりました。

③利益：経常利益は823百万円、対前期比267百万円 24.5%の減益となり、当期純利益は592百万円、対前期比203百万円 25.5%の減益となりました。

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

創立以来「地域との共存共栄」を標榜し、経営理念である「信条」のもと、今後も地域や住民にとってなくてはならない「地域の金融機関」であり続けることを目的に、日常的・継続的な相談・支援および関係強化を図っており、従来より地域金融の円滑化に努めて参りましたが、より一層地域の中小企業および個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、全力を傾注して取組んで参ります。

地域の中小企業および個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

稚内信用金庫は、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

上記の取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・本取組方針および金融円滑化管理規程の制定
- ・「お借入条件変更等に関する相談窓口」を各営業店に設置のうえ、受付主担当者・副担当者を配置し、審査部を統括部署とする態勢整備を実施
- ・職員にお客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修会を実施
- ・複数の金融機関から借入を行っているお客さまから借入条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施
- ・経営改善が必要な企業や事業承継が必要な企業につきましては、外部機関との業務提携・連携により専門家派遣等の支援を実施

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### ①創業・新規事業開拓の支援

- ・稚内信用金庫制度融資 地域活性化まちづくりファンド「みらい応援資金Ⅲ」、ビジネスサポート「飛躍」、信用保証制度などの活用、事業計画作成や創業時に各自治体等が設けている助成金活用等の支援を実施

#### ②成長段階における支援

- ・さわやか信用金庫主催「第14回さわやか信用金庫物産展」、旭川信用金庫等主催「駅マルシェ2025」への出店斡旋、（公財）北海道中小企業総合支援センター主催「食のビジネスマッチング2025 in 稚内」開催等により、ビジネスマッチングを活用した販路拡大支援を実施
- ・お客さまが設備投資を計画する際、利用可能な各支援制度の概要周知や各種補助金・助成金等の申請手続きの支援を実施
- ・稚内信用金庫制度融資 地域活性化まちづくりファンド「みらい応援資金Ⅲ」およびビジネスサポート「飛躍」により不動産担保や第三者保証に依存しない融資による支援を実施

#### ③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・新型コロナウイルス感染症による資金繰り悪化へ迅速に対応すべく、独自に無担保・無保証での貸出を創設（2023年1月末で新規取扱いを停止）
- ・中国の水産物全面禁輸措置に対する資金繰り悪化へ迅速に対応すべく、独自に無担保・無保証での貸出を創設（2024年8月末で新規取扱いを停止）
- ・資金繰り対応と合わせ、営業店と審査部が連携し事業者の持続可能性を検討しながら経営改善支援を実施
- ・営業店と営業戦略センターが連携し事業再構築補助金申請に向けた計画作成支援を通じて、事業再生を応援
- ・企業の金融円滑化を図るとともに、制度融資を活用し、経営の安定化および営業店、審査部が連携を図りながら貸付条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施
- ・（公財）北海道中小企業総合支援センター、北海道事業承継・引継ぎ支援センター、商工会議所・商工会と連携して「事業承継セミナー」と「個別相談会」を開催し、専門家派遣を通じてお客さまの親族間承継やMBO、社内承継、M&A（第三者への承継）等、事業承継支援を実施
- ・稚内地区「稚内しんきんてっぺん士業の会」、旭川地区「旭川地区士業の会」、札幌地区「札幌地区てっぺん士族の会」と連携して、様々な事業相談に対応できる態勢を構築
- ・必要に応じて商工会議所、商工会、信金中央金庫等の外部機関との連携を実施

#### ④地域の活性化に関する取組状況

- ・地域経済の活性化を目的とした「商工会議所・商工会」や「わからない産業クラスター研究会」等の地域各種団体と連携し、各種事業活動に積極的に参画
- ・稚内市内の中央・南・東地区を地域再生重要拠点とした「地域活性化資金」を通じて資金面の支援を実施
- ・「てっぺん塾」セミナー・意見交換会などを通じて、次代を担う若手経営者の育成等に注力

4. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組

「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた、『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2025年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は830件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は42.28%、保証契約を解除した件数は64件です。

「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

※「経営者保証に関する取組方針」につきましては、当金庫ホームページ（<https://www.shinkin.co.jp/wakashin/>）をご覧ください。

金庫の主要な事業内容（業務の種類）

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
  - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理
    - 株式会社日本政策金融公庫
    - 独立行政法人住宅金融支援機構
    - 独立行政法人勤労者退職金共済機構
    - 独立行政法人福祉医療機構
    - 日本銀行
    - 年金積立金管理運用独立行政法人
    - 独立行政法人北方領土問題対策協会
    - 独立行政法人農林漁業信用基金
    - 農業信用基金協会
    - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
    - 独立行政法人環境再生保全機構
    - 日本酒造組合中央会
    - 一般社団法人しんきん保証基金
    - 一般社団法人全国石油協会
    - 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）  
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
  - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）  
信金中央金庫
  - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (12) 振替業
  - (13) 両替
  - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
  - (15) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
  - (16) 地域活性化等業務（信用金庫法施行規則で定めるもの）
  - (17) 金の取扱い
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
  - (3) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
  - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
  - (5) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
  - (6) 中小企業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集